

広島県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(地球温暖化の防止の推進)</p> <p>第九十七条 県は、地球温暖化を防止するため、国、市町及び地球温暖化対策推進法<u>第三十八条第一項</u>の規定により指定された広島県地球温暖化防止活動推進センター等との役割分担と連携の下、効果的な対策を実施するように努めるものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(地球温暖化の防止の推進)</p> <p>第九十七条 県は、地球温暖化を防止するため、国、市町及び地球温暖化対策推進法<u>第二十四条第一項</u>の規定により指定された広島県地球温暖化防止活動推進センター等との役割分担と連携の下、効果的な対策を実施するように努めるものとする。</p> <p>2 (略)</p>